

令和5年 下呂市農業委員会第7回総会議事録

開催日時	令和5年7月3日 14:00～15:00
開催場所	下呂総合庁舎 5階 大会議室
出席委員	1 番 山下 康子 4 番 嶋田 浩 8 番 中川 元宏 (推) 11 番 二村 昭司 14 番 鎌倉 誠也 18 番 二村 正明 (推) 22 番 中島 義雄 25 番 井戸 克彦 (推) 2 番 上野 耕正 5 番 熊崎 みどり 9 番 中川 輝男 (推) 12 番 小林 寿 15 番 中島 尊治 19 番 熊崎 徹 (推) 23 番 中島 悠 3 番 大森 公治 (推) 6 番 中島 義彦 10 番 田中 覚章 (推) 13 番 川口 太三 (推) 17 番 中島 次郎 (推) 21 番 金森 茂俊 24 番 日下部 道男 (推)
欠席委員	7 番 林 忠助 26 番 杉山 裕 (推) 16 番 福井 順也 20 番 中桐 由起子 (推)
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 30 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 31 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 32 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 議事 33 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について 第4 その他
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数12名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第7回農業委員会を開催いたします。
会 長	【会長あいさつ】
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 15 番 中島 尊治 委員 22 番 中島 義雄 委員 をお願いいたします。
会 長	議題第30号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2ページをお開きください。
会 長	農地法第3条申請2件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局	議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、有償による所有権移転が2件提出されています。 番号1については一部が農振農用地です。 譲渡人は施設に入所することとなり耕作できないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。譲受人は認定就農者であることから周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号2については農振農用地ではありません。 譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 以上、農地第3条申請について審議をお願い致します。
15番	1番について説明します。 場所は、御厩野の阿弥陀寺の2軒北です。 譲受人は新規就農者で、他県から来てトマトをやっています。申請地のすぐ北に家を買ひ、隣の畑も一緒に買うことになりました。今は防草シートで管理していますが、譲受人もトマトの余裕がある時期に野菜などを育てる予定です。自宅の隣であり、問題ないと考えます。
25番	2番について説明します。 場所は濃飛横断の金山インターすぐ近くです。譲渡人は兄から相続しましたが市外に住んでおり管理ができないため、申請地の隣で民泊を行っている方に渡したいということです。民泊の農業体験にも使う予定とのこと。現在は畑、梅の木、防草シートや草刈りなどで管理をされています。
会 長	こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
11番	申請者の経営面積はあっているか？
事務局	申請書への経営面積の記載は今回の申請地を含めませんので、この通りで問題ありません。
会 長	その他、ご意見ご質問はございますか。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請2件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。

会 長	議題第31号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の3ページをお開きください。
会 長	農地法第5条許可申請2件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、工場用地への転用が1件、その他境内敷地への転用が1件、面積については田4,742㎡、畑2,915㎡です。 番号1については、申請地を譲り受け、境内敷地（参道、進入路、駐車場、庭園）として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 番号2については、申請地を譲り受け、住宅内装用造作材製造販売業倉庫・資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、申請地の一部は、特定土地改良事業等施行区域内の第一種農地ではありますが、隣接地と一体利用するものでありやむを得ないと考えられます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。また、3000㎡を超える大規模案件となるため、農業委員会ネットワーク機構意見聴取を行う県庁案件となります。 以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。
5番	1番について説明します。場所は萩原町四美で、県道下呂小坂線の岩太郎桜のあたりから北に入っていったお寺のところですよ。50年以上前に火災でなくなりましたが建て直し、現在のご住職は独身で後継ぎがないので、寺の敷地部分を寺の名義に変えたいとのことですよ。現地は既に寺の敷地として整備済みで、とても畑として使える雰囲気土地ではありません。
21番	2番について説明します。場所は金山町東沓部で、金山から北へ12kmほど、****社の次の橋を渡ったところですよ。木工工場で、埋め立てられてずいぶん前から宅地化されていました。昔火葬場があったと記憶しています。道路に挟まれているので周辺への影響は問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請2件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

会 長	議題第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について別紙のとおり集積計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第32号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明させていただきます。今回は、賃貸借契約が11件提出されています。 利用権設定番号1～11については全て、申請地を農業経営基盤強化促進法の規定に基づき新たに利用権を設定するものであります。面積は12,161㎡で、全て使用貸借契約です。期間は12年5か月となっておりますが、これは、地域内で既に利用権が設定されている農地があと2年5か月で終了することから、終期を揃えるために通常より長い期間が設定されています。 以上、農用地利用配分計画案の意見決定について審議をお願い致します。
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手多数】
会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会 長	議題第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について別紙のとおり配分計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について説明いたします。農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用促進計画素案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。 議案のA3の農用地利用促進計画素案をご覧ください。今回は権利設定が17筆提出されています。向かって左部分は土地所有者の情報、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく素案となっております。借受希望農業者は1名です。次に今後のスケジュールについて説明します。本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用促進計画案を提出し、県で正式に認可され、8月30日から権利移転されることとなります。 以上、農用地利用促進計画素案の意見決定について審議をお願い致します。
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手多数】

会 長

ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長

以上で本日の案件について審議を終了します。その他何かありましたらご意見伺います。

会 長

以上をもちまして、第7回 下呂市農業委員会を閉会します。

15時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番